

# 青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年1月6日付け答申第27号）の概要

## 第1 件名

精神保健福祉相談記録等に係る一部開示決定処分に対する異議申立て

## 第2 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報の一部を不開示としたことについて、別表の右欄に掲げる実施機関がなお不開示とすべきとしている部分（以下「不開示維持部分」という。）は、結論において不開示とすることが妥当である。

## 第3 経緯

### 1 保有個人情報開示請求 平成26年1月24日

「平成〇年〇月〇日から、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日に、請求者が、〇〇保健所に対して、請求者の妻の振る舞いや言動について相談したことを記録した精神保健福祉相談録ないし、それらに係る同所保管の開示可能な文書の全部。」

### 2 一部開示決定 平成26年2月7日

「平成〇年〇月〇日付け電話等連絡報告書」、「平成〇年〇月〇日付け精神保健福祉相談記録」、「平成△年△月△日付け精神保健福祉相談記録」及び「平成〇年〇月〇日付け一般精神保健福祉相談」を本件開示請求に係る行政文書として特定し、条例第21条第1項第4号、第7号及び第8号に該当するとして一部開示（以下「原処分」という。）

### 3 異議申立て 平成26年4月14日

一部開示決定を取り消し、異議申立人が開示請求した行政文書の開示を求める。

### 4 諮問 平成26年6月3日

### 5 実施機関における再検討

下記については、条例第21条第1項第4号、第7号及び第8号のいずれにも該当

しないため、新たに開示することが適当と判断する。

	文書名	新たに開示することが適当と判断する部分
1	電話等連絡報告書 (発信・受信)	当該ページの全て
2	精神保健福祉相談記録	当該ページの全て
3	( <u>実施年月日:〇年〇月〇日</u> と記載された文書)	以下以外の全て ・52行目及び53行目
4	( <u>実施年月日:〇年〇月〇日</u> と記載された文書)	当該ページの全て
5	( <u>実施年月日:〇年〇月〇日</u> 、【相談時の状況】と記載された文書)	以下以外の全て ・30行目及び31行目 ・37行目及び38行目
6	( <u>実施年月日:〇年〇月〇日</u> 、【相談目的及び内容】と記載された文書)	23行目から25行目まで
7	一般精神保健福祉相談(定期・随時)	以下以外の全て ・表中14行目から33行目まで

#### 第4 審査会の判断理由

##### 1 判断の対象範囲について

実施機関は、原処分に対する異議申立てがなされた後、第3の5の表の「新たに

開示することが適当と判断する部分」欄に掲げる部分は開示することとするが、不開示維持部分については、条例第21条第1項第4号及び第8号に該当し、なお不開示を維持するとしている。

よって、当審査会は、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件保有個人情報1ないし5について

別表の右欄に掲げる本件保有個人情報1ないし5について、実施機関は、条例第21条第1項第8号に該当するため不開示を維持すると主張しているため、同号該当性について検討する。

### (1) 条例第21条第1項第8号の趣旨

ア 条例第21条第1項第8号は、県、国の機関等が行う事務又は事業であつて、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 本号に該当する情報には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれるものである。

### (2) 条例第21条第1項第8号該当性

ア 本件保有個人情報1及び2について

(ア) 当審査会が見分したところ、本件保有個人情報1及び2は、異議申立人が口述した内容ではなく職員が特に記録に留めておくべき情報として、職員の異議申立人に対する推測を伴った記述又は主観による印象・様子の記述の部分であると認められる。

(イ) 精神保健福祉相談記録には、相談を実施した日や相談者への説明内容等の客観的な事実経過のみを記載するだけでなく、職員の所見を含めた詳細な経過が記録されている。これは、これらを記録することにより、相談者へのより適切な対応を可能とするためのものである。

本件保有個人情報1及び2を開示することになれば、職員が今後の相談事案の検討に際し、所見等を記述することを躊躇し、客観的な事実のみを記載することとなりかねない。これでは事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 本件保有個人情報3ないし5について

(ア) 当審査会が見分したところ、本件保有個人情報3ないし5は、相談業務を適

正に遂行するために他の相談機関と情報共有を図った際の記録であり、異議申立人が当該相談機関に対して口述した相談内容のほか、職員の異議申立人に対する推測を伴った記述又は主観による印象・様子の記述の部分であると認められる。

- (イ) 相談者が複数の機関に相談した場合等においては、相談機関が相互に情報提供を行い、相談者に関する情報を共有することがある。このことにより、相談者の状況を正確に把握し、相談者へのより適切な対応が可能となるものである。

本件保有個人情報3ないし5を開示することになれば、職員が今後の相談事案の検討に際し、詳細な情報提供又は所見等を記述することを躊躇しかねない。それでは、記録としての機能が低下することとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- ウ 以上から、本件保有個人情報1ないし5は、条例第21条第1項第8号に該当する。

### (3) 条例第22条該当性

異議申立人は、条例第22条に基づく開示を求めると主張しているため、同条該当性について検討する。

ア 条例第22条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第21条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

イ 条例第21条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

ウ しかし、本件における不開示維持部分については、これらを開示することにより保護すべき利益を犠牲にしてまで異議申立人に開示すべき特段の必要性があるとは認められない。よって、実施機関が裁量的開示を行わなかったことについて、裁量権の逸脱、濫用は認められない。

## 3 本件保有個人情報6について

- (1) 当審査会が見分したところ、本件保有個人情報6は、「平成〇年〇月〇日付け一般精神保健福祉相談」に記載された保健所の嘱託医による精神保健福祉相談3件分の記録のうち、異議申立人以外の2件分の個人情報であり、被相談者氏名等が記載され

ている部分であると認められる。

- (2) 実施機関は、本件保有個人情報6が、異議申立人の個人情報であることを前提に条例第21条第1項第4号該当性を主張している。しかし、当該情報は、上記のとおり異議申立人以外の特定の個人が精神保健福祉相談を行ったという情報であり、これに異議申立人を識別できる情報は含まれていないので、そもそも、異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しない。

よって、実施機関は当該情報を本件開示請求の対象外とすべきであったが、不開示処分としたことは、結論において妥当である。

#### 4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上、実施機関の不開示維持部分に係る判断は、結論において妥当である。

よって、「第2 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第5 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

原処分による不開示部分	不開示維持部分
<p>(1) 平成○年○月○日付け電話等連絡報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 呈覧欄の印影</li> <li>② 相手方欄の③の部分</li> <li>③ 受信者欄</li> <li>④ 相談内容欄の全部</li> <li>⑤ 連絡事項欄の1行目4文字</li> <li>⑥ 連絡事項欄の(1)氏名</li> <li>⑦ 連絡事項欄の相談者氏名の一部</li> <li>⑧ 連絡事項欄の(2)住所</li> <li>⑨ 連絡事項欄の(3)内容</li> <li>⑩ 連絡事項欄の&lt;経過&gt;</li> <li>⑪ 連絡事項欄の&lt;現症等&gt;</li> <li>⑫ 処遇欄の全部</li> </ul>	
<p>(2) 平成○年○月○日付け精神保健福祉相談記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1枚目の相談受理者</li> <li>② 1枚目の相談者欄の氏名、連絡先以外</li> <li>③ 2枚目の【相談目的及び内容】欄の一部</li> <li>④ 2枚目の【経過と現状(現症及び問題等)】欄の全部</li> <li>⑤ 2枚目の【処遇】欄の全部</li> <li>⑥ 2枚目の欄外印影</li> </ul>	<p>2枚目の52行目及び53行目（本件保有個人情報1）</p>
<p>(3) 平成△年△月△日付け精神保健福祉相談記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1枚目の【相談目的及び内容】欄の全部</li> <li>② 1枚目の【経過と現状(現症及び問題等)】欄の全部</li> <li>③ 1枚目の【処遇】欄の全部</li> <li>④ 1枚目の担当者氏名</li> <li>⑤ 2枚目の【相談時の状況】欄の全部</li> <li>⑥ 2枚目の【処遇】欄の全部</li> <li>⑦ 2枚目の欄外の全部</li> <li>⑧ 3枚目の【相談目的及び内容】欄の全部</li> <li>⑨ 3枚目の【経過と現状(現症及び問題等)】欄の全部</li> </ul>	<p>2枚目の30行目及び31行目（本件保有個人情報2）</p> <p>2枚目の37行目及び38行目（本件保有個人情報3）</p> <p>3枚目の3行目（本件保有個人情報4）</p> <p>3枚目の5行目から21行目まで（本件保有個人情報5）</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 3枚目の【処遇】欄の全部</li> <li>⑪ 3枚目の欄外印影</li> </ul>	
<p>(4) 平成○年○月○日付け一般精神保健福祉相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1枚目の呈覧欄の印影及び職・氏名</li> <li>② 1枚目の従事者職・氏名欄</li> <li>③ 1枚目の相談記録欄のうち異議申立人の氏名以外の部分</li> </ul>	<p>1枚目の表中14行目から33行目まで（本件保有個人情報6）</p>

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 6 月 3 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年 7 月 1 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年 7 月21日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成26年 8 月29日 (第46回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 9 月24日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年10月24日 (第48回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年11月21日 (第49回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年12月 2 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年12月19日 (第50回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人 青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人 弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成27年1月6日現在)